

平成24年第2回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成24年6月14日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時

平成24年6月14日（木曜日） 午前10時00分～午前11時58分

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	議会事務局長：佐々木誠治
神岡支所長：鈴木直樹	西仙北支所長：今野幸宏
中仙支所長：皆川貢	協和支所長：武田春樹
南外支所長：伊藤敏夫	仙北支所長：佐々木ジョージ
太田支所長：草薨均	総務課長：伊藤義之
総務部次長兼防災管理監：郡山茂樹	会計管理者：柴田敬史
秘書課長：富樫公誠	総務部次長兼財政課長：佐藤芳彦
契約検査課長：久保江信晴	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
管財課長：舛屋博之	総合防災課長：進藤久
選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄	監査委員事務局長：佐藤智弘
市民部長：山谷勝志	環境交通安全課長：平寛二
市民部次長兼国保年金課長：小野地淳司	市民課長：佐々木恭子
消費生活相談室長：西村とも子	

議会事務局職員出席者

次長 竹 内 徳 幸

審議案件

- 第 1 議案第 1 2 0 号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第 1 2 1 号 大仙市印鑑条例及び大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第 1 2 2 号 大仙市上淀川エコ対策コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第 1 2 7 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
 - 第 5 議案第 1 3 0 号 平成 2 4 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）
 - 第 6 議案第 1 3 1 号 平成 2 4 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

午前10時00分 開会

○委員長（渡邊秀俊）おはようございます。委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、はじめに総務部関係、次に市民部について審査し、その後、両部に係わる補正予算等について審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊）はじめに、元吉総務部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫）おはようございます。本日、総務民生常任委員会でご審議いただきます議案の内、総務部関係の案件は、税法の改正に伴う市税条例の一部改正及び平成24年度一般会計補正予算第2号で、その内容につきましては、中仙庁舎のトイレ工事、大曲庁舎の耐震補強、災害弔慰金の関係、消防小型動力ポンプの修繕、自主防災組織の備品購入及び空き家解体補助金でございます。これらの詳細については担当課長が説明いたしますので、どうかよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊）ありがとうございました。これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊）はじめに、議案第121号、「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（佐藤哲男）資料No.1、3ページをお願いいたします。

議案第120号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。次のページをお願いいたします。大仙市税条例の一部を次のように改正するとしてでございます。改正の内容につきましては、第95条、附則第16条の2については、法人税の実効税率の引き下げに伴う市町村の減収を調整するため、県たばこ税の一部が市たばこ税に委譲されることに伴い、平成25年4月1日以後に売り渡しが行われる製造たばこから、旧3級品以外のたばこ税を1,000本につき4,618円を644円引き上げ5,262円に、旧3級

品については、同じく 1,000 本につき 2,190 円を 305 円引き上げ 2,495 円に、それぞれ引き上げようとするものでございます。

次に、附則第 9 条を削除としたことにつきましては、退職所得の分離課税に係る所得割の市民税について、10 分の 1 に相当する金額を控除する措置を、平成 25 年 1 月 1 日から廃止しようとするものです。

また、附則に加えられました第 28 条につきましては、地方公共団体が実施する防災のための施策等に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成 26 年度から平成 35 年度までの個人市民税の均等割の標準税率の 3,000 円に 500 円を加算し、3,500 円にしようとするもので、公布の日から施行するとしております。

以上 議案第 120 号についてご説明申し上げます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 今回の税条例改正では、個人市民税の均等割が増税となるというふうなことなんですけれども、個人市民税の均等割の賦課対象者の所得の基準というのは最低いくらかから均等割がかかるのか教えてもらいたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤総務部次長。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） その点につきましては免税点がございます。均等割の部分につきましては、納税義務者 1 人或いは扶養親族の有無によって、1 人当り、ちょっとお待ち下さい。扶養親族がない方につきましては所得金額 28 万円が免税点となつてございます。あるいは、扶養親族がある方につきましては、扶養親族 1 人当り 28 万円プラス世帯の 16 万 8 千円が免税点となつてございます。ですから、個々によって額が違いますので、このご説明でよろしいでしょうか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 1 人であれば 28 万円、まず均等割がかかる基準だというふうに考えていいんですか。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） それまで非課税ということで。それと、3 人世帯では資産では 100 万 8 千円という所得になつてございます。
- 委員（佐藤文子） それで均等割のかかっていない世帯というのは、大仙市の場合どれくらいあるんですか。納税者の内の。

○総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） すいません、均等割のかかっているのは今資料
ございませんけれども、今回の、平成24年度課税の均等割のかかっている世帯では、
37,655人という数字が出てございます。

○委員（佐藤文子） そうしますと、この均等割がかかっている皆さんに、ほぼまず、年
間県税と合わせて1万円ずつ、千円ですね、それで10年間にわたって賦課、課税され
るというふうなことでいいんですね。

○総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） はい。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論
はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、議案第120号の税条例一部改正案に反対します。本条例案
は、復興費用の財源を賄うための国の各種税法の改正に伴って出てきた条例改正案であ
ります。政府は復興の費用を10年間で23兆円、前半の5年間で19兆円と見込んで
おります。この中には、大震災関係とは直接関係ないと言える震災を教訓に全国で緊急
に実施すべき緊急防災減災事業といった、全国防災対策費を含んでいるわけでありま
す。こうしたものも含めて、復興費として19兆円の財源を確保するために所得税や法人税、
住民税などにおいて、復興増税なる特別措置法を決定されたわけであります。これによ
って、所得税は年2.1%の増税で25年間その増税分は7.3兆円、住民税均等割年
千円の増税で10年間、0.8兆円の増税となります。

しかし、その一方で法人税は3年間の不課税という、そういう、増税はありますけれ
ども、その前後でもって現行税率30%を25.5、4.5%の引き上げ措置を行い、
それを25年間続けるというふうなことになっており、実質法人税の減収分は17.6
兆円、増税分と減税分を差し引きますと結局マイナスというふうなのがこの法律の実体
であります。そういうふうな意味で、復興増税は、復興を大義名分として、法人税の大
幅な減税を実施する一方で、庶民には所得税と個人住民税の増税を押しつけようとする、
大衆課税の典型だと言わざるを得ません。本条例案は、このような政府の財界大企業本
位に復興財源確保策を講じた特別措置法に基づくもので、低所得者や被災者を含め、個
人住民税の均等割の引き上げ、また、退職所得に対する10%税額控除を廃止すること

によって、市民経済のさらなる悪化をもたらすものであり、本案に反対するものであります。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 他に討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決いたします。この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（6人中、挙手5人）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第130号、「平成24年度 大仙市一般会計補正予算（第2号）」の内、総務部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。はじめに、舩谷管財課長。

○管財課長（舩屋博之） それでは、管財課所管の歳出予算につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、平成24年度6月補正予算（案）の 総務民生常任委員会用の事業説明書で行います。それでは、1ページ目をご覧ください。

事業名は、庁舎管理費であります。補正額は、1,506千円、補正後の額が、190,040千円となっております。今回の補正は、中仙庁舎1階の男子トイレの排水管が老朽化のため、排水不良となったことから、配管替工事を実施するものであります。内訳としては、配管の設備工事が670千円、解体及び補修工事が611千円、これに諸経費、消費税を加えますと1,506千円となっております。財源については、一般財源となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。事業名は、庁舎改修事業費であります。補正額は、29,622千円の減、補正後の額が、311,429千円となっております。内容については、3の事業の概要欄にありますが、継続費設定に伴う減額補正であり、委託料が564千円の減、工事請負費が29,058千円の減、合計で29,622千円の減となっております。なお、継続費設定後における、年割額及び年割率については、下の表にあるように、平成24年度分が311,429千円で91.31%の年割率、平成25年度分が29,622千円で8.69%の年割率となっております。

次に、継続費の設定の理由についてであります。庁舎改修事業費のうち、大曲庁舎の耐震補強及び改修工事とエレベーター設置工事につきましては、一括発注することで、進めてきたところであります。その中で、外壁の塗装工事については、温度が5度以上あれば作業が可能なことから、当初は、3月に実施する予定でいましたが、今年3月から4月上旬にかけての低温が続いた状況等不安定な天候を考慮し、また、今後の工事施工に万全を期すため、4月以降の比較的温暖な時期に実施した方が適切と判断いたしまして、今年度と来年度の2箇年の継続事業へ変更するものであります。なお、エレベーター設置工事については、来年の1月末までの引き渡しを予定しており、2月には、稼働できるものと考えております。次に、補正額の財源内訳であります。市債の財源が28,100千円の減、一般財源が1,522千円の減となっております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 議案第130号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、総合防災課所管分についてご説明申し上げます。資料ナンバー「2」の補正予算書と、併せて資料ナンバー「2-1」の主な事業説明書によりまして説明いたします。

始めに、補正予算書の15ページ、事業説明書の3ページをご覧ください。3款5項1目80事業 災害救助扶助費 災害弔慰金支給に係る経費の補正額250万5千円の内訳をご説明申し上げます。これは、今年の2月21日に中仙地域豊川地区の78歳の男性の方が、住宅1階の屋根の雪下ろし中に転落し、心肺停止状態で4日後の25日に亡くなられたことにより、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金250万円を遺族の方へ支給する経費でございます。

事業概要にありますように、災害弔慰金支給となった経緯でございますが、今冬の大雪につきましては、新潟県・青森県及び長野県の3県で災害救助法を適用したことから、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに政令の定めによりまして、災害弔慰金等の支給対象の都道府県が、全国単位になったことによるものであります。亡くなった方が生計維持者でなかったため、250万円の支給額となりますが、国の負担が2分の1、県が4分の1となっており、残りの4分の1と死亡診断書の交付手数料5千円を合わせて市

の負担は63万円となります。この度、県の補正と併せて災害弔慰金支給に係る経費の補正をお願いするものであります。

次に補正予算書の20ページ、事業説明書の4ページをご覧ください。9款1項3目10事業 消防施設維持管理費の補正額40万円の内訳をご説明申し上げます。事業の目的でございますが、西仙北支団強首地区の第5分団に配備している小型動力ポンプがありますが、エンジンの焼き付けによって全く動かない状態になったため、エンジンの修繕料40万円の補正をお願いするものであります。

次に、同じく補正予算書の20ページ、事業説明書の5ページをご覧ください。9款1項5目40事業 災害に強いまちづくり事業費の自主防災組織の育成と活動強化に係る経費についての補正額814万4千円の内訳をご説明申し上げます。事業の目的でございますが、災害に強いまちづくりを推進するために、町内会等自治会組織による自主防災組織の活動を強化するための活動資機材を配備するものであります。事業概要にありますように、主たる経費は秋田県から交付される「市町村総合防災対策緊急交付金」の限度額393万円を活用して自主防災組織スターターキット配備事業の経費785万4千円であります。スターターキットの内訳であります。ヘルメット10個とハンドマイク1個と折り畳み担架を1個でありまして、今年度新たに組織化する組織も含め、全自主防災組織に配備する予定であります。また、各地域の中核となる避難所23箇所に災害時に優先電話として使用できる特設公衆電話を設置して、有事の際に避難者が速やかに安否連絡等ができるような通信手段を確保して避難所機能の強化を図るものであります。事業の概要であります。電話機の設置工事費につきましてはNTTが無料で行って下さることとなっており、1台6300円の電話機46台分の購入経費29万円の補正をお願いするものであります。

次に、同じく補正予算書の20ページ、事業説明書の6ページをご覧ください。9款1項5目70事業 空き家等対策費でございますが、今年の1月1日から施行いたしました空き家等の適正管理に関する条例に基づく助言若しくは指導または勧告に従って、空き家の解体処理を講じた場合、所有者に対して補助金を支給する制度になっております。当初予算で1件当たり50万円の5件を見込み250万円を予算措置しておりましたが、4月3日から4日にかけての暴風によりまして空き家の屋根のトタン剥離被害が多発いたしました。4月から5月17日までに危険な空き家の相談が41件もあり、その内この助成制度を活用して6件の空き家が解体に着手し、既に234万1千75円の

補助金の交付が決定しております。今後もこの制度を活用して解体する危険な空き家が増加するものとして50万円の限度額15件分の補助金の支給経費750万円の補正をお願いするものであります。尚、財源の内訳であります、これまで全て一般財源を見込んでおりましたが、空き家等対策事業債として過疎債を活用するものと変更いたしましたのでご了解いただきます。

以上、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 自主防災組織は170団体に対して、これらを配備するというふうなことのようにすけれども、かなり、150団体が今設立されておるようなんですが、その組織の活動の実体というふうなものが、現にそうした地域の活動が行われている組織と、まだ、組織としては設立したものの指導されていないそうした組織もあろうかと思っております、その実体についてお聞かせ願いたいと思います。そして、これらの配備するものが有効に、訓練等、地域の中で行われるような活動を、どう指導というか、そうした活動が行われるような体制を促進させていくのかという、これからの考え方をお聞かせ願います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） ただいまの、自主防災組織に関するご質問でございますが、150団体の内旧大曲地域におきましては、この4月1日現在で13団体でございます。非常に組織率と組織数自体が低い状態にあります。また、既に出来ている古い自治会、例に挙げますと上大町2区の自主防災会あるいは高畑自営消防隊、これは、古四王神社を抱えるところですので、そういったところは昭和の40年前後から、どちらかと申しますと消防関係の防災を観点に作成されたものでございます。それらを含め、活動実績が非常に薄いという報告は受けてございます。また、地域によりましては、神岡地域、南外地域、仙北地域、西仙北地域等につきましては、古くからこの組織が既に立ち上がっておりまして、非常に加入率も高い状況になってございます。ただ、合併する際に、大曲地域が少なく、今言った4地域は活動が活発であったということで、活動に対する助成等を含めた開きがあったように伺っております。昨年のさまざまな災害を踏まえて、全地域に防災組織を結成し、補助金も非常に少ない状況になってございましたので、新たに結成する組織を含めて機材を購入する場合には3分の2の補助あるいは、既にあつ

た組織に対しましては2分の1の補助、或いは防災訓練を行った場合には5万円を限度に活動費を全て補助するといったたぐいで、さまざまな観点で活動を活性化するために、或いはこれから新たに配備していただき、ただいま報告いたしましたスターターキット、これは防災組織を作るにあたって最低限必要なものと理解いたしまして、件の助成金を活用し、全ての170を見込んで配付するというところを考えたところでございます。

今日も、実は4箇所ですか、各仙北地域と藤木地区、神岡地区に職員が防災教育に向いております。それぞれの、まだ作っておらないところに出前講座或いは防災組織の立ち上げのために講習会を開催する予定でございますので、今後あらゆる手段を講じて組織化率を高めるよう活動をして参りたいと考えております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） がんばって組織化はかなり進めてきてはいるけれども、活動の実体は、まだまだ少ないというのが現状でしょうか、結局。

○総合防災課長（進藤久） 先ほど説明いたしましたように、過去に補助金制度を活用してがんばっていらっしゃるその4つの地域におきましては、年に何回か総会を開いて、研修会を開きながら具体的な活動を実施しているところもでございます。これらを今回の補助金等を含めて、また更に費用を配分しながら強化していくということを考えておりますし、未作成の地域におきましては、必ず作っていただくように、特に協和地域とか太田地域、大曲も含めて組織率が低い状態にありますので、我々がまず赴いて、作成していただくよう進めていくつもりでございます。

○委員（佐藤文子） はい、まず分かりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 管財課長に一つお願いしたいと思います。先ほど庁舎の改修ということで、耐震のことで減額補正になっている、これはこれとしても、エレベーターが当初で予算付いているわけけれども、1月末までかかるということは、当初予算で持っていて何でそんなに時間かかるのですか、工事の関係ですか、何が原因ですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、舛谷課長。

○管財課長（舛屋博之） 大体4ヶ月から5ヶ月の工期、エレベーターの設置工事についてはかかるというふうに考えておりましたので、今現在順当に行った段階で、7月下旬か、契約になろうかと思っておりますけれども、5ヶ月といいますと大体12月頃で、目途としては12月に出来ると思っておりますが、若干いろんな事情もございまして、1月には最低

限、早ければ12月というふうに考えておりますので、説明では1月としたところであります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 折角エレベーター出来て、非常に議員たちも当然ですけども、他の、行政視察に来たときも非常に、こう、不便を感じている状況ですので、やるんだったら早めに、4ヶ月から5ヶ月、工期のことは良くわからないけれども、早めに発注して早めにでかす、何のための当初だったのか、そういったこときちっと、早めに発注できるような体制を作って欲しいなということだけれども、もう一回、なぜそんなに発注まで時間かかるものですか。設計なんかみんな出来て、或いは大方の見積なんか出来ての今回の当初の予算見積もったことだしべ。そして発注が7月だの8月だの、もう4月から事業始まっている、24年度は、3ヶ月も4ヶ月も何故そんなにかかるのか、当初予算に見積もった事業が。原因はなんだしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 内容的には二つほどに分かれると思います。一つは、今回の耐震改修事業はじめ全体事業として、補助金事業と単独事業の合体する事業でございますので、補助金事業につきましては内示が4月、そして交付決定が5月末の交付決定でございますので、それから工事起工となりますとどうしても遅くなったということ一点と、耐震補強工事と改修工事につきましては、23年度で実施設計を完了しておりましたが、エレベーター設置工事につきましては、24年度に入りましてからの実施設計ということで、5月半ば頃までかかったところでございます。それで、やはり全体的な工事のことを考えますと、どうしてもこのような、今回お願いしております継続費設定ということも考慮しまして、全体的に考えまして、どうしても若干遅れたような感じが受けたと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 当初予算で見積もってよ、いろいろ中身はそうだということだけれども、やっぱり折角の、皆さんの願いがやっと実現できるのかと、議員だけじゃなくて他の行政視察に来た議員の皆さんからも相当不便を感じている、特に最近、今回は特別だけれども、他から来る議員の人達は車いすで来た方もおるようですので、そういったことを鑑みても、なるだけ早く着工してなるだけ早く使用できるように、汗を流してもらいたいなと思っておりますので、今更課長を責めてもしょうがねべからあとしゃべねけ

れども、進め方が遅いなという感じ受けておりますので、この後相当スピードアップして、遅くとも年内に出来るようにお願いしたいと思います。以上。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 以上をもちまして、総務部関係の審査は終了しましたが、議案第130号については、後ほど市民部と一緒に討論及び採決いたしますので、関係者はご出席願います。市民部と入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。これより、市民部の議案について審査いたします。はじめに、山谷市民部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） おはようございます。総務部に引き続きまして、市民部関係につきましてご審議をお願いいたします。今次定例会に上程しております市民部の案件につきましては、外国人登録法の廃止に伴います印鑑及び手数料条例の改正案1件と施設の指定管理に伴います条例改正案の他、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更案、並びに一般会計補正予算案と国民健康保険特別会計の補正予算案となっております。説明につきましては、関係課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、議案第121号、「大仙市印鑑条例及び大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木恭子） 議案第121号、「大仙市印鑑条例及び大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。議案書資料No.1の5ページか

ら7ページをお開き願います。外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、大仙市印鑑条例及び大仙市手数料条例について、所要の改正を行うものでございます。我が国に入国、在留する外国人が年々増加していること等を背景に、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便性の向上と市町村の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部が改正されました。この改正により、これまで住民基本台帳法と外国人登録法の2つの別々の制度で把握していた複数国籍世帯について、より正確に世帯構成を把握することが可能になるとともに、外国人及び外国人を含む世帯全員が記載された住民票の写し等の発行が可能になります。

また、これまで、外国人登録法に基づき市区町村が行っていた「外国人登録事務」が出入国管理及び難民認定法他の改正に伴い、平成24年7月9日から新たな在留管理制度に移行するため、市区町村の事務が廃止となります。これらの改正に伴い、大仙市印鑑条例及び大仙市手数料条例の一部を改正するものでございます。本日お配りした資料が、印鑑条例及び手数料条例の新旧対照表となっております。下線の部分が改正箇所となっておりますので、あとでご覧いただきますようお願いいたします。

はじめに、大仙市印鑑条例の一部改正（第1条の規定による改正）についてでございますが、外国人住民の印鑑登録に関する規定の整備として、上から9行目、第5条第2項において、「外国人登録制度時と同様に、氏名の通称又は通称の一部を組み合わせたものを表す印鑑」も登録できると改正し、さらに、第3項として「非漢字圏の外国人住民にあっては氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたものを表す印鑑も登録することができることとする」という条項を追加するものでございます。また、第6条、第12条及び第13条においては、外国人住民に係る印鑑登録原票の登録事項の追加、登録を抹消する条件の整備、印鑑登録証明書に記載する事項の追加をするものでございます。また、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条及び第13条においては、外国人登録法廃止に係る文言を整理するものでございます。

次に、大仙市手数料条例の一部改正（第2条の規定による改正）についてでございますが、外国人登録法の廃止により、大仙市手数料条例別表中のNo.57「外国人登録法第4条の3の規定に基づく外国人登録原票記載事項証明書の交付 1通につき200円」の条項を削除するものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年7月9日から施行するものであり、経過措置として、「施行日前に印鑑登録された外国人であっても、改正後の住民基本台帳法の規定により、住民基本台帳に登録されなくなった場合は、職権で印鑑登録を抹消する。また、改正後の住民基本台帳法に基づき住民票が作成されるものについては、当該住民票の作成に伴い、印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、職権で印鑑登録原票を修正する」というものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 現在大仙市には外国人の方々どれくらい在住しているのかということと、印鑑といっても外国の方は多分カタカナになるのではないかなと思いますけれども、そういう場合、長い名前の方もいるものですから、例えば印鑑の大きさなどにも限定（制限）とかあるものですか。

○市民課長（佐々木恭子） 5月7日、基準日、今の住基法改正の基準日5月7日時点で、外国人登録されている方は223人おります。その中で、7月9日からの、新たに住民票に記載された方が210人です。その中で、印鑑登録現在している方が62名おります。届出印鑑についてですが、やはりアルファベットの方はアルファベットで登録している方もおりますし、漢字圏の中国とか韓国の方はそのままの字で印鑑登録されております。登録する印鑑の大きさについては印鑑条例で決めていますので、その枠内で登録できるということです。

○委員（富岡喜芳） その大きさというのは、限度があると思いますけれども。分からなければ後でもいいです。

○市民課長（佐々木恭子） 後ほど。すいません。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第122号、「大仙市上淀川エコ対策コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 送付議案書8ページをお願いします。議案第122号、大仙市上淀川エコ対策コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、同施設の管理運営を指定管理者に行わせるに当たり、平成25年度から利用料金制度を導入するため、必要な事項を定めるものであります。具体的には、利用料金制度導入に係る規定の整備を行うもので、利用料金に関する業務の追加、利用料金の収受、利用料金の承認、利用料金の減免、利用料金の不還付。なお、施行期日は25年4月1日からであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この淀川エコ対策コミュニティセンターというのは、建物の大きさどの位あるの、これ。それともう一つ、施設の償還金が終わったのかどうか。それからもう一ついいですか。まずそこまで。

○環境交通安全課長（平寛二） 建物の広さにつきましては建築面積が299.38㎡でありまして、構造は木造平屋建てになっております。建設年が平成14年でございます。償還についてでありますけれども、まだ終わってございません。平成15年から3年間据え置き期間がございまして、17年から29年までの償還期間となっております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 毎年どの位償還しているのかまずそれ一つ、それから、299㎡というのは、これ今はコミュニティセンターという形になっているけれども、実際的にはこれ集落会館と同じように、様式で使っているのかどうか、そこら辺の解釈伺います。

○環境交通安全課長（平寛二） 毎年250万、年によってばらつきありますけれども、250万から275万ほどの範囲内で償還してございます。それから、ここの施設について、集落会館的というお話でありますけれども、そのような形でございます。対象

となる集落は、上淀川集落でありまして、199戸が対象となっております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） そうすれば、来年から指定管理者を、その集落というか地域の方々を想定して指定管理するというような前提でかかっているしな。

○委員長（渡邊秀俊） 平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これは、20年から指定管理者制度を行っております。ただ、利用料について、利用料金制度を取っておらなかったもので、指定管理料18万円のみという形で行って参りました。25年度からは、利用料金につきまして、指定管理者の収入に充てるという形で、利用料金制度を今般取り入れまして条例の改正を行うというものでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 指定管理料18万ということで、20年からやってきたということだけれども、料金もらわない理由なんだ。今まで。分からねば部長、あんだ協和だから分かるしべ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） 今まで使用料という形で市の方に納付するという形を取っています。25年度からは利用料として指定管理者がそれを徴収して、それを管理料に充てるというふうなことになりますので、今までも使用料については取っているというところでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） その収入は1年にどの位あったしか。

○委員長（渡邊秀俊） 平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 基準費用額でございますけれども5万円ほどというところでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 私申し上げたいのは、山谷部長にお聞きしますが、これだけでなく、水沢、中淀川、それから西仙のスポーツふれあい云々も含めて、ものをきちんと、使用料でなくて、利用料ということで統一するという流れだと思っただけけれども、これ、旧町村時代の旧法がまだ生きているような状態の中で、直すということだと思っただけけれども、こういう施設に関して条例を一本化して、旧法を無くすという形は考えられな

いですか。言い方悪いけれども、施設によってみんなこういう形で条例、出てきたら、あんた方も大変だし我々も出る度にこういう議論しなければならないというのは、非常に不効率であるので、やはり、旧市町村時代に残る、例規集の4冊目のあの本をどっかで一本化していかないとこれ大変ですよ。管財も含めて、だからそこら辺の考え方は部長、何と考えているしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） この後に出てくる世代交流福祉館とか他のふれあいセンターとか、そういうふうなものがございませうけれども、いずれその、目的が違う部分がございます。交流福祉館というのは世代交流福祉館というのは健康福祉部で管轄している、旧でいうと老人憩いの家というものとなっています。そういう部分で、このエコ対策コミュニティセンターにつきましては、集落会館的なものというようなことですがけれども、いずれ、それぞれ当時の、建てる目的が若干違う部分もございませうので、全部まとめるといいんですけれども、部署が違う、管轄も違う部分がございますので、統一するというのは今の段階では難しいのではないかなと考えませうけれども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 他の委員に大変申し訳ねし。私言うのは、財源を求めるために、いろいろ補助金を使って制度的にこういうふうになってきたということは、事実それは分かるし、償還も長いし、それは事実だし。だけれどもこれ市役所の中で、やはり効率性を考えるならばどっかで手をつけていかないと、もう5年10年また引っ張っていくしよ。どっかでやっぱり市役所の中でやっぱりこういうものをきっちりと捉えた中で、繰上償還するなり、使用目的が、はっきり言って使用目的外に使っているのが大半なはずだ。老人福祉施設であろうが何であろうが、コミュニティであろうが何であろうが、要は地域内の公民館的要素が多分にあるんだから、何処かで一本化しないと、職員が減る中でこういう問題を一つ一つ片付けていかないと、これ将来的に、こういう条例などはある程度無くして、そういう使用目的をきちんと定めた中で将来を語っていかないと、若い世代の職員さん方が大変だというのが私の今の考え方です。市民部だけの問題でなくて、総務とか、やっぱり農林も含めて、健康福祉部も含めて、こういう条例は無くすよう一つ検討してみて下さい。それに対する所見があったら一言お願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） 委員が言われるように、施設がかなりあるわけですし、各部に

渡ってかなりの、旧市町村時代からのものがございます。いずれ職員も減るということで管理関係も厳しくなるということは当然考えられると思います。その辺については、市全体としての話になろうかと思えます。私からそれを検討するとは言えないんですが、トップの方とも相談して行きたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 他の委員さん方にお願いですが、委員長報告の中にこういう問題が提起されたということをごきちりと明示させていただくということで、お願いできませんか。どっかでこれ手かけていかないと将来にやっぱり大変な事業ですので、一つそこを委員長、配慮をお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、了解。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第127号、「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 議案書の21ページをお開き願います。議案第127号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、同日以後の外国人の管理については住民基本台帳に基づき管理されることに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により、構成市町村の協議により秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、同法291条の11に基づき議会の議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、次のページの別紙をお願いします。秋田県後期高齢者広域連合規約中の別表第2の備考 第1項及び第2項に表記されている「及び外国人登録原票」を削ることとし、秋田県知事の許可のあった日から施行することとしております。広域連合の経費としての関係市町村の負担金の算定における人口割分の75歳以上の人口については、前々年度の3月31日現在に基づき算出されることから、これに経過措置を設けております。なお、参考として、別添資料の1ページに新旧対照表をお手元に配布させて頂いております。以上よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 勉強不足で大変恐縮ですけれども、この外国人の方々というのは、例えば日本に来て今住んで、医療関係とかは、例えば社保とか国保とかそういうものに入っているもんだか、それからもう一つ、年金の方では、年金はそれなりにかけているもんだか、当然税金は市に入ると思いますがけれども、その辺のところどういうふうになっているもんだか、教えていただきたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地市民部次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 先ほど市民課長の方から外国人登録者数が223名というお話でありましたけれども、国保の方でいきますとそのうちの83名の方が国保の被保険者になっております。その他、いま後期高齢の方に今手配させていただいたんですが、後期の方が2名おります、75歳以上の外国人登録をしている方、2名の内1名の方は生活保護ということで、実際後期高齢には入っておりませんが、そうなりますと後期の方では1名ということになっております。うちの方で、国保はつかめるわけですがけれども、社保はちょっと、全員が社会保険に入っているかということになりますと、なかなかつかめないという状況になっております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） あとそれから、年金関係のこと。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 通常、国保に入りますと、国民年金も付帯するといいますか、一緒に入らなければいけないということになりますので、その方はもちろん年金に入ることになります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 外国の方、何ヶ月以上滞在した場合に、そういう義務が生じるとか

ないですか、例えば旅行とかで来た場合は、短期間の場合はすぐ帰ってしまうべからこれにはかたっていねべども、何ヶ月以上例えば滞在する場合には、今言ったとおり、その年金とか医療関係さ入るといのは、その線ですな、線といのは、もし分かれば。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地市民部次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 一応法令上は3ヶ月以上滞Inする場合については、通常の社会保険に入っていない場合については国保に入るといような法令になっております。

○委員（富岡喜芳） いいです、ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、同意することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、同意すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第130号、「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」の内、市民部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。はじめに、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第130号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、環境交通安全課分について、ご説明いたします。補正予算書16ページをお願いします。4. 1. 10. 10墓地公園管理についてであります。312千円を補正し、予算現額は、6, 878千円とするものです。これは、墓地の返還に伴う使用料還付金で、使用許可を受けた日から5年を超え、15年以内に墓地を返還したとき、2分の1に相当する額を返還するもので、大曲墓園225千円と西仙北墓園86, 100円合わせて311, 100円を返還するものです。なお、永代使用料の還付は、墓地を使用していない場合に限られます。墓地を使用していない場合とは、焼骨の埋蔵、墓石等の設置または墓石に彫刻をしていない場合を言います。

事業説明書は、9ページをお願いします。4.2.1.20事業 災害廃棄物受入事業費についてありますが、岩手県宮古市からの災害廃棄物の広域処理を推進し、被災地の復旧復興を支援するための経費であります。具体的には、環境省「みんなの力ががれき処理プロジェクト」に発起人となっており、これに係る職員旅費、視察受入時の配布資料に係る印刷製本費、視察受入時等に要する消耗品費等であります。

なお、4月23日の本格受入以降の視察受入は、6月1日まで、7件となっております。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、小野地市民部次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 議案第130号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、国保年金課所管分につきまして、ご説明いたします。補正予算書の15ページをお開き願います。歳出の3款1項1目社会福祉総務費の90事業 国民健康保険事業特別会計繰出1千2百46万4千円の減額補正であります。国保税における前年所得により再試算した結果、保険税軽減額について、一般会計から国保会計に繰り入れされる保険基盤安定制度繰入金が当初予算見込みより減となることから減額するものであります。なお、軽減分及び支援分の財源として、国民健康保険保健基盤安定負担金として国庫負担金、県負担金合わせ9百34万9千円を減額しております。

次の3款民生費1項8目 医療給付事務費の10事業、百89万円の補正でございますが、福祉医療事業において、平成24年8月診療分から、制度改正に伴い県補助対象の認定者が、未就学児から未就学児及び小学生に拡大し、所得制限の基準額も変更となり、福祉医療費システムの改修が必要となることから補正をお願いするものであります。なお、必要経費の2分の1の94万5千円が県より医療費補助金として歳入されます。次の11事業、審査支払手数料20万6千円の補正につきましては、制度改正による対象者の増加等により支払い委託におけるレセプト件数が増加すると見込まれるための補正であります。次の80事業は医療給付扶助費で、主な事業の説明書では7ページと8ページとなっております。医療給付扶助費は1千17万6千円 次の81事業 医療給付扶助費の市単独上乘分 6百13万2千円の補正につきまして、この度の制度改正により小学生まで県補助対象が拡大したことにより、県補助金が増額になることや、所得制限の拡充及び中学生の入院まで拡充したことによるもので、支払いベースでは4月から9月までの6ヶ月間はこれまでの制度での支出となりますので、10月から3月まで

の半年間が新たな制度での支出となります。なお、県補助金として補助対象となる経費の2分の1 1千8百60万5千が特定財源として増額となります。この度の制度の変更点につきましては、別添お手元配布の委員会資料により説明させていただきます。資料の2ページをお開き頂きたいと存じます。今回の福祉医療制度の改正に伴い、大仙市福祉医療費支給要綱の改正案を新旧対照表にして抜粋したものであります。主な部分をご説明いたします。第2条 定義において、改正案の1号では、これまでの乳幼児と小学生を分けておりましたが、これを併せて乳幼児及び小学生として規定しております。

改正案の2号では、中学生を新たに追加規定しております。次のページの第9条 支給の範囲で、第1号で第2条第1項第2号に係る受給者、いわゆる中学生の入院費自己負担相当額を対象として加えて一部改正するものであります。附則として平成24年8月1日から施行することとしております。資料の7ページをお願いいたします。別表3については所得制限基準の基準額表の新旧対照したものであります。右の方が改正案で、基準額表1が県補助対象となる基準表で、改正後は旧児童手当の所得基準を用いることとしており、従前の基準額に百92万8千円増額させた表となっております。その下の基準額表2は市独自で所得基準を拡大するため、父・母合計額による所得基準表としており、左側の従前の基準額に2百24万8千円それぞれ増額させた表としております。次に資料の10ページは今回の制度改正に伴う、福祉医療の子どもに係わる部分について県補助対象、市単独拡大分を参考までに図式にして記載したものであります。

以上ご説明いたしました、よろしくをお願いいたします。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 財政課長、残っていただいて大変無調法でした。市民部関係だけではないわけですが、6月に需用費を計上するという理由はなんだしか。例えば中仙の農村環境云々で百何万とか、あるしべ。多分これ電気とか水道とか灯油とかそういうものでね。予算書の15ページの世代交流福祉館の需用費も含めてだ、それから18ページの、ここのあたり。
- 総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 今回の6月補正は、基本的には国県に補助採択された事業をメインとして予算計上しておりますけれども、今議員がおっしゃったところにつきましては、修繕費であります。突発的な修繕が出てきましたので、例えば生活支援ハウス、世代交流、15ページの民生費の二つはそういったところの関係であります。

ですから、補正予算になりますので、緊急的な修繕で、すぐやらなければならないものについては予備費なりで対応いたしますけれども、補正予算の計上で間に合うものにつきましては補正予算で対応させていただいております。主に需用費と書かれておりますのは、そういったところ、それから、例えば農林の関係になりますけれども、今回農林の関係で、南外の関係ですけれども、実質的には町内集落会館に、今市が直接管理しておりますけれども、町内集落会館に引き渡すことが出来るということで、地元の町内会といろいろ協議させていただいて、やっとならなくなったものがございます。そういった関係でこれらについても一定の修繕を市の方でやってから地元の町内会にお渡しして引き続き町内会館として維持管理をお願いするというようなものが、いま議員おっしゃられた需用費の中の修繕料というのが主なものになると思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） わかった。ということは、灯油とか云々の純粹たる需用費ではなくて、突発性の工事費絡みの需要であると、それは市民の方々に将来的に移管させるための方法として今需用費で起こしたという解釈でいいしな。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） そうです。需用費の中の修繕料、例えば、中身は工事請負費になっているものもあると思いますけれども、そういったことであります。それ以外のものについては、ほとんど国県の事業採択を受けたもので、当初予算の時には計上には間に合わなかったというものであります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つだけ。財政課長、ほんとにありがとうございました。6月に需用費が上がってくるということ自体が非常に変則なので敢えてお聞きしました。答弁していただいて、大変ありがとうございました。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 議員おっしゃったとおり、当初予算が出来たばかりなので、それにもかかわらず光熱水費が上がるということは非常におかしい話でありますので、そこら辺のところは、きちっとして参りたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 平課長、確認の意味で。墓地公園のよな、償還金利子及び割引料について、2分の1の返還金があるということで、31万2千円が上がったと、場所については大曲・西仙だということだけれども、これ、6月に上げた理由なんだ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 当初で償還金還付分として見込んでございました。
4月・5月期に返還があった関係で相手の方に、待たせるわけには行かないということで6月に上げさせていただいたということでもあります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これ、墓地公園の条例あるしべ。墓地公園条例の中さ、返還のことについて何か文言入っているはずだでも、それさ合わせたしか。というのは、返還とか云々については随時支払うとか云々というのは書いてあるしか。というのはよ、償還金がいつでも払えるような条例になっているかどうかだ。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 再開します。平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ご指摘のありました件でありますけれども、条例・規則・契約書とも返還の時期等について明記がございませんので、これについては検討させていただくということでもよろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 今の説明分かったけれども、予算である以上この予算通さねねしべ。だとすれば、総括的に、これだけは認めて下さいということでない、「うん」と言われないかも知れないので、そこ部長、まとめてひとつお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（山谷勝志） 条例等でこの返還に関する部分が不明瞭であるということで、この場でお詫び申し上げまして、その分については今後、対処して参りたいと考えておりますので、予算の方、よろしくお願いいたします。

○委員（本間輝男） はい、終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 災害廃棄物受け入れ事業費についてですけれども、ちょっと気になる部分があったものですから、ちょっとお聞きします。これ、いろいろ広域処理を進めるというふうな立場で、事業の概要の中の広域処理を推進していく環境省主管プロジェ

クトの発起人として参加するというふうなことのようでありますけれども、広域処理を行うかどうかというのは、各自治体の、やっぱり自主的な判断によるところなのであります。まして、何となく、広域処理を推進するために手を挙げてね、発起人として是非やった方がいいですよというふうなことをやっていく、そういうふうな役割を先進的に取り組んできたとはいえ、それを他の自治体にもいろいろ広めて、やった方がいいよというふうなばかりにやっていくというふうなのが、果たしていいのかどうか、事業の目標にありますので、広域処理に取り組んでいる自治体等に対する情報の提供というふうなのは、これは別に問題はありませんけれども、このへんですね、少し疑問に感じたわけですが、では、補正の内容見ますと、いろいろこうした処理プロジェクト関係経費として視察受ける、紹介資料作成による経費とかというふうにありますけれども、実際広域処理に取り組んでいく環境省主管プロジェクトというふうなものの発起人の役割というのは、中身はこれからどんなものが出てくるものなんですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 発起人についてでありますけれども、これにつきましては既にこのプロジェクトは、本年3月9日に既に開催されると、その前段で発起人となったものでございます。全国向かっている、或いは既に東京都のように受け入れを開始しているという、十数団体が発起人に名を連ねたということでございます。現在このプロジェクトは動いてございます。先般、5月10日に東京の方で情報共有会ということで市長自らがそれに参加しまして、広域処理の受け入れについては是非復旧復興のためという形で訴えかけてきたところでございます。現在は発起人という立場ではなく、会員という立場でございます。ですから、設立当初から現在に至るまでの間は発起人という形で示したのも、ちょっと、これからということではございませんので、そこら辺は過去の経緯も示しながらということで解釈いただければありがたいと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうしますと、この予算の、これ以上の、まず紹介資料作成に係わる経費というふうな部分に止まるものだというふうに理解してよろしいですか。

○環境交通安全課長（平寛二） はい、ガレキ処理につきましては、今後25年度末までの期限でもって推進していくという、一定の期限が定められてございます。みんなの力でガレキ処理プロジェクトについては、その期間の範囲内で開催されるものということ

でございますけれども、ただ、今後回数であるとか、ということに、具体的なところまではちょっと分かりかねるところがございます。逐次、随時ということで、先般につきましては旅費がございませんでしたので他の方の、市長部局の方の旅費でもって参加させていただいたという、そういう経緯がございます。これの旅費につきましては、今後のという、そういうことでございます。

○委員（佐藤文子） 要するに情報交換会とかのことで東京に出て行く場合には、いずれこういう受け入れ事業費の枠の中から旅費の予算措置をするというふうなことを考えているということですか。

○環境交通安全課長（平寛二） はい、そういうことです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、他にございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第131号、「平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 議案第131号、平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。補正予算書の27ページをお開き願います。主な事業の説明書は10ページとなっております。

今回の補正でございますが、平成23年度療養給付費負担金の精算による返戻金が見込まれることからその返還金の補正をお願いするもので、財源として、国保税における前年所得により再試算した結果、当初予算では24年1月現在の課税所得比で2.2%減として課税所得額を見込み、国保税を計上しておりましたが、農業者の所得が、米価が上がったことや、戸別所得保障制度による交付金が交付されたことなどにより、課税所得額が当初見込みより6.5%の増と見込まれることから、国保税の増額を見込み、そのほか23年度繰越金を見込んだ補正をお願いするものであります。歳入歳出それぞれ9千7百87万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を百1億3千3百82万7千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、32ページをお開き願います。

初めに歳入ですが、1款国民健康保険税9千百64万4千円の補正につきましては、「国保運営安定化計画」により、国保税率は据え置き再試算した結果、米価の上昇や戸別所得保障制度による交付金が交付されたことなどにより、1目の一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分が4千5百24万4千円、3節後期高齢者支援金分現年課税分が1千3百10万2千円、5節介護納付金分現年課税分が1千3百29万5千円の増額補正としております。次に、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、課税所得額の増に伴い、1節医療給付費分現年課税分が1千4百17万円、3節後期高齢者支援金分現年課税分が4百27万1千円、5節、介護納付金分現年課税分が百56万2千円の増額としております。

33ページをお願いします。3款国庫支出金2項1目財政調整交付金95万円の補正につきましては、平成24年度税制改正及び国民健康保険法改正に伴う、国民健康保険システムの改修費について、特別調整交付金が予算措置されるため、その交付額を見込んでおります。4款療養給付費交付金1千8百44万1千円の減額につきましては、退職者に係る国保税が増額になることから、退職者医療分の財源である交付金が減となるものであります。次の、5款前期高齢者交付金1千4百万9千円の補正につきましては、支払基金からの確定に基づくものであります。次の9款繰入金2項1目1節の一般会計繰入金は1千2百46万4千円の減額で、基準所得の再算定に伴い、低所得者の軽減額が当初見込みより減となるため、保険基盤安定繰入金を減額するものであります。10款繰越金の補正につきましては、23年度からの繰越金で、見込額のうち2千2百17万7千円を補正するものであります。

次に35ページ、歳出についてご説明いたします。1款1項1目11事業 管理事務費 95万円の補正につきましては平成24年度税制改正及び国民健康保険法改正に伴う、国民健康保険システムの改修費の補正をお願いするものであります。36ページをお願いします。2款保険給付費の一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費につきましては、財源振替となっております。次のページの3款後期高齢者支援金等58万9千円の補正につきましては、今回納付額が確定したことによるものであります。次の38ページ、10款諸支出金9千6百33万6千円の補正につきましては、平成23年度療養給付費等の前年度の精算返還金見込額を補正するものであります。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある

方は、お願いいたします。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(渡邊秀俊) ここで、暫時休憩いたします。議案第130号については、再開後に総務部と一緒に討論及び採決いたしますので、それに係わる職員以外の方は退席して下さい。

午前11時48分 休憩

午前11時55分 再開

○委員長(渡邊秀俊) 休憩前に引き続き、会議を再開します。議案を審議する前に、さつき、市民課長の方からのハンコの大きさの報告があります。

○市民課長(佐々木恭子) それでは、先ほど富岡議員から質問がありました、印鑑登録できる陰影の大きさについてご説明いたします。陰影の大きさが、1辺の長さが8ミリの正方形、それに収まるもの、また、1辺の長さが25ミリの正方形に収まらないものは印鑑登録出来ないということなので、1辺が8ミリから25ミリ以内の正方形に収まるものが登録できるということでございます。以上でございます。

○委員長(渡邊秀俊) はい、ありがとうございました。

それでは、これより、議案第130号、「平成24年度大仙市一般会計補正予算(第2号)」を再び議題といたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより議案第130号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件についてお諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（渡邊秀俊） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 5 8 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊